

2024年10月21日

【産地組合向け・3年間助成】

公益財団法人 日本フィランソロピック財団

第1回「日本の美しい手技基金～後継者育成事業助成～」

募集要項

応募締切：2024年12月20日（金）当日消印有効

1. 基金の目的

「日本の美しい手技基金～後継者育成事業助成～」は、日本の二千年の歴史と文化に裏打ちされた「日本の美しい手技」を守るため、日本全国の伝統的工芸品の産地において実施される、後継者へ技術継承し職人を育成する事業に対し、選考を通して5団体まで、年間80万円を3年間助成します。

2. 公募スケジュール

募集期間	2024年10月21日（月）～12月20日（金）
応募締切	2024年12月20日（金） ※当日消印有効
選考結果通知	2025年5月中旬
助成金の支払	年2回の分割払 ※第1回の支払いは、助成契約締結次第振り込み予定
助成対象期間	2025年5月～2028年4月末（全3年間）

3. 募集内容

■ 対象事業

伝統的工芸品の産地組合などが産地にて実施する、3年間にわたって技術継承を促進する後継者育成事業

- ※ 応募事業には、以下「対象受講者」への指導を必ず含めてください。
- ※ 伝統的工芸品の制作に必要な原材料・道具等の技術継承も対象となります。

【対象事業例】

- 伝統的工芸品の技術継承を中心とした研修事業
- 技術継承に必要な知識・技術の体系化と教材開発事業
- 産地連携による若手職人の産地交換留学事業
- 伝統的工芸品の制作に必要な用具の生産技術の後継者育成事業

【対象受講者】

伝統的工芸品に関する技術の習得を志す者のうち、申請時に以下の全ての条件を満たすもの

- 伝統的工芸品を職人のもとで学び始める、もしくは学び始めてから3年以内である
- 助成期間終了後、最低3年間は伝統的工芸品の生産に従事する意志を有する
- 伝統的工芸品の産地に通える範囲に居住している

※ 年齢・国籍は問いません。

【対象とならない事業】

- 営利を目的とした事業
- 自治体が運営している研修センターの講座等育成事業
- 工芸品作りに興味のある一般人向けの体験事業

■ 対象団体

- 経済産業大臣指定伝統的工芸品の産地協同組合（参照先：[国が指定した伝統的工芸品 243 品目 2024年10月17日時点](#)）
 - 工芸品の産地に主となる事務所がある団体
 - 活動実績2年以上の団体
 - 後述の「助成先団体に求められる義務・条件」に同意いただける団体
- ※ 宗教活動や政治活動を目的とした事業・団体、特定の公職者（候補者を含む）または政党への推薦、支持、反対を目的とした事業・団体には助成を行いません。

■ 対象経費

応募事業の実施に必要な費用

- 施設利用料 ※施設利用料の料金表を提出ください
 - 工芸品制作に用いる道具・材料の購入費
 - 工芸品制作に用いる機器・設備等のリース代・レンタル代
 - 組合が保有する施設や共同作業所の環境整備のための空調・工芸炉等の設備修繕費
 - 指導者への謝金 ※申請額合計の50%を上限とする
 - 専門家への委託費 ※申請額合計の50%を上限とする
 - 応募事業に従事するスタッフ、アルバイト等の人件費
 - 交換留学や技術習得のための旅費・交通費
 - 教材等の印刷費
- ※ 単価、明細、按分根拠、支払先などが確認できない費用は対象外となります。
- ※ 国や自治体、他の財団等の補助金・寄付金を活用する事業でも応募はできますが、同一の費用を重複して計上することはできません。
- ※ 報告時に請求書や領収書の写しを提示いただく可能性があります。
- ※ 謝金規程、賃金規程の提出がない場合は謝金・人件費は経費として認められません。

対象とならない経費

- 接待・交際費
- 10万円以上の固定資産にあたるもの
- 組合が所有していない施設や作業所の環境整備のための空調・工芸炉等の設備修繕費

4. 助成金額

1 団体あたりの助成金額 ： 上限 80 万円／年

採択団体数 ： 5 団体（予定）

年間助成総額 ： 400 万円

※ 3年間助成のため、1団体あたりの合計助成金額は最大で240万円です。

※ 最終的な助成金額については、応募時に提出された書類や情報を踏まえ、協議の上で決定となります。

5. 支払方法

助成金は、年2回に分割して支払います。初回は、助成契約書締結後に振り込み予定です。2回目以降は、半年に一度の中間報告書、年に一度の会計報告書を提出いただき、報告内容を確認・受領後に振り込みます。

※ 助成期間中、助成事業の進捗報告が適切に行われない場合は、助成を停止する可能性があります。

6. 選考方法

■ 選考方法

提出書類にもとづき、当基金の選考委員会が審査を行います。

- ※ 応募事業の実施環境等を確認するため、現地調査を実施する可能性がございます。財団から連絡を受けた組合はご対応ください。
- ※ 採択の可否に関わらず、選考結果は応募者全員にお知らせします。
- ※ 選考の経緯・決定理由は、採択の可否に関わらずお問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

■ 選考基準

組織（申請団体）、事業の目的、事業内容・計画について、総合的に判断します。

- (1) 事業の目的：公募趣旨との整合性
- (2) 事業を行う組織（申請団体）：ビジョン、信頼性、組織評価、法令順守
- (3) 事業の実行力：産地における職人育成の経験、スキル
- (4) 事業の持続可能性：計画性、持続性、実施体制
- (5) 事業の確実性：育成環境
- (6) 資金使途の妥当性

■ 助成先団体に求められる義務・条件

- 助成金の適正な使用
- 法令遵守
- 適切なガバナンス・コンプライアンス体制
- 反社会的勢力の排除
- 当財団との助成契約締結
- 半年ごとに実績報告書の提出 等
- 期間終了後に成果報告書の提出 等
- 活動報告会への参加 等

7. 応募方法

郵送にて、以下の書類をご提出ください。

■ 応募書類

(1) 応募用紙

所定の用紙をダウンロードし、必要事項を記入して郵送でご提出ください。

(2) 応募団体の紹介資料

団体概要・パンフレット・アニュアルレポート等、団体の組織概要、会員、沿革、活動内容などが分かる資料。HP やチラシ等をまとめたものでも結構です。

(3) 団体の過去2事業年度の収支報告書

様式に指定はございません。貴団体作成の収支報告書（事業報告書等）をご提出ください。

(4) 団体の今事業年度の収支予算書

(5) 定款

任意団体で定款が無い場合は、会員規約や団体規程などをご提出ください。

(6) 登記簿謄本の写し*

法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しをご提出ください。

*任意団体で登記簿謄本が無い場合は、次の2点をご提出ください>

(7) 役員名簿

(8) 代表者他2名（計3名）の本人確認書類

本人確認書類の提出時の注意： 保険証の場合は記号・番号・保険者番号を必ず黒塗りし、マイナンバーカードは表面のみ（裏面不要）にてご提出ください。その他の書類についてはお問い合わせください。

<謝金または人件費を計上する場合は、以下の書類をご提出ください>

(9) 謝金規程、賃金規程

※ その他、追加の資料提出を依頼する場合があります。

■ 応募・送付先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング9階
公益財団法人日本フィランソロピック財団「日本の美しい手技基金」 宛

■ 応募締切

2024年12月20日（金） ※当日消印有効

8. 個人情報の取り扱いについて

応募の際にご提供いただく個人情報は、選考審査情報および連絡用としてのみ使用します。

9. お問い合わせ

応募に関してのお問い合わせは、当財団の代表メールアドレスにお送りください。

代表メールアドレス：info@np-foundation.or.jp

※ お問い合わせは、2024年12月20日（金）午前9:00まで受け付けます。メールは、件名を「日本の美しい手技基金～後継者育成事業助成～」として、団体名、担当者名、担当者の電話番号を必ず記載ください。ご回答には数日いただく場合があるため、時間に余裕をもってお問い合わせください。

10. 公益財団法人 日本フィランソロピック財団について

当財団は、社会貢献事業への資金提供を目的として、寄附を募り、それを基金として管理運営し、助成や奨学金、顕彰などの事業を行っています。寄附者おひとりおひとりの「おもい」を「意義ある寄附」として大きく育み、未来への投資としてより豊かな社会の創造を目指しています。

ホームページ：<https://np-foundation.or.jp/>